

令和4年9月
大東市議会
定例月議會議案

条例新旧対照表

もくじ

・議案第 58 号	大東市職員の育児休業等に関する条例-----	1
・議案第 59 号	大東市市税条例	
	(1) 令和 5 年 1 月 1 日施行分-----	1 1
	(2) 令和 6 年 1 月 1 日施行分-----	1 5
	(3) 令和 6 年 4 月 1 日施行分-----	2 5
	大東市市税条例の一部を改正する条例-----	2 7
・議案第 60 号	大東市交通災害共済条例-----	2 9
・議案第 61 号	大東市子どもの医療費の助成に関する条例-----	3 1
・議案第 63 号	大東市後期高齢者医療に関する条例-----	3 3
・議案第 64 号	大東市特別会計設置条例-----	3 5
・議案第 65 号	大東市基金条例-----	3 7
・議案第 66 号	大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例-----	3 9
・議案第 67 号	大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例-----	4 1

議案第58号

大東市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	主要改正点 ・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されること等に伴い、条文中的文言を整理したこと。	旧
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>常時勤務することを要しない職員</u>（以下「非常勤職員」という。）であって、<u>次の一 ずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第5条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第4条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日</u>（以下「1歳到達日」という。）（<u>当該子について当該非常勤職員が第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日</u>。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用</u></p>		<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員</u>（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第3条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員</u>（<u>その養育する子が1歳に達する日</u>（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（<u>当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日</u>）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p>

新

されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) ~ (4) (略)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第5条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に

旧

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) ~ (4) (略)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者

新

掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するま

旧

が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

新

での子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第5条（略）

- (1) ~ (4) （略）
- (5) （略）
- (6) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること又は第4条の規定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期

旧

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第5条（略）

- (1) ~ (4) （略）
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際、育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) （略）
- (7) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること又は第3条の2の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用され

新

の末日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第5条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第6条～第12条（略）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第13条（略）

(1)～(5)（略）

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7)（略）

第14条～第27条（略）

旧

る日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

第6条～第12条（略）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第13条（略）

(1)～(5)（略）

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7)（略）

第14条～第27条（略）

議案第59号

大東市市税条例 大東市市税条例の一部を改正する条例

新
<大東市市税条例>
(令和5年1月1日施行分)
第1条～第36条の3 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等申告書</u>)
第36条の3の2 (略) (1) (略) (2) <u>所得割の納税義務者</u> (合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。) の自己と生計を一にする配偶者 (法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。) の氏名 (3) (略) (4) (略)
2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族等申告書</u>)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、 <u>特定配偶者</u> (<u>所得割の納税義務者</u> (合計所得金額

主要改正点

- 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の内容について見直した上で、適用期限を延長したこと。
- 上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させたこと。

新旧対照表

旧
第1条～第36条の3 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族申告書</u>)
第36条の3の2 (略) (1) (略) (2) <u>所得割の納税義務者</u> (合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。) の自己と生計を一にする配偶者 (法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。) の氏名 (3) (略) (4) (略)
2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族申告書</u>)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、 <u>扶養親族</u> (<u>控除対象扶養親族</u> を除く。) を有する者

新

が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第145条 (略)

附 則

第1条～第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

旧

(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第145条 (略)

附 則

第1条～第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

新

第7条の4～第17条（略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2（略）

2（略）

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第19条の8（略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第20条～第29条（略）

（令和6年1月1日施行分）

第1条～第32条（略）

（所得割の課税標準）

第33条（略）

旧

第7条の4～第17条（略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2（略）

2（略）

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第19条の8（略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第19条の9 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第20条～第29条（略）

第1条～第32条（略）

（所得割の課税標準）

第33条（略）

新

2～3 (略)

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条～第34条の8 (略)

旧

2～3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条～第34条の8 (略)

新

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

第35条～第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自

旧

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

第35条～第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の

新

己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

2～8 (略)

第36条の3～第145条 (略)

附 則

第1条～第16条の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

旧

控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

2～8 (略)

第36条の3～第145条 (略)

附 則

第1条～第16条の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

新

3 (略)

第16条の4～第19条の3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 (略)

2～3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4の2 (略)

2～3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

旧

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとき。

3 (略)

第16条の4～第19条の3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 (略)

2～3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4の2 (略)

2～3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてや

新
5 (略)
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の4の2第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた <u>年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</u> であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。
第19条の5～第29条 (略)
(令和6年4月1日施行分)
第1条～第18条の3 (略)

旧
<u>むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。</u>
(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>
(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>
5 (略)
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の4の2第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた <u>年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</u> であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。
第19条の5～第29条 (略)
第1条～第18条の3 (略)

新

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもののが交付を含む。）の手数料は、大東市手数料条例（平成12年条例第4号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

第19条～第73条（略）

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第73条の2 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもののが交付を含む。）の手数料は、大東市手数料条例（平成12年条例第4号）で定めるところによる。

第74条～第145条（略）

<大東市市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）>

第24条第2項の改正規定（略）

第36条の3の3第1項中「扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。

附則第5条第1項の改正規定～附則第10条の2の改正規定（略）

旧

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、大東市手数料条例（平成12年条例第4号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

第19条～第73条（略）

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第73条の2 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、大東市手数料条例（平成12年条例第4号）で定めるところによる。

第74条～第145条（略）

第24条第2項の改正規定（略）

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項の改正規定～附則第10条の2の改正規定（略）

大東市交通災害共済条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表第1 (第9条関係) 共済見舞金支給額一覧表 (単位 円)		
等級	傷害の程度	支給額
1等級	死亡の場合	1, 400, 000
2等級	実治療150日以上の傷害を受けた場合	250, 000
3等級	実治療90日以上150日未満の傷害を受けた場合	150, 000
4等級	実治療30日以上90日未満の傷害を受けた場合	70, 000
5等級	実治療30日未満の傷害を受けた場合	30, 000

別表第2 (第11条関係) 交通遺児激励金支給一覧表 (単位 円)		
区分		
1	就学前の者	75, 000
2	小学生	105, 000
3	中学生	150, 000
4	中学校卒業後満18歳に達するまでの者	210, 000

主要改正点

- ・共済見舞金及び交通遺児激励金の支給額を変更したこと。

旧		
本則 (略)		
別表第1 (第9条関係) 共済見舞金支給額一覧表 (単位 円)		
等級	傷害の程度	支給額
1等級	死亡の場合	1, 300, 000
2等級	実治療150日以上の傷害を受けた場合	200, 000
3等級	実治療90日以上150日未満の傷害を受けた場合	120, 000
4等級	実治療30日以上90日未満の傷害を受けた場合	50, 000
5等級	実治療30日未満の傷害を受けた場合	20, 000

別表第2 (第11条関係) 交通遺児激励金支給一覧表 (単位 円)		
区分		
1	就学前の者	60, 000
2	小学生	84, 000
3	中学生	120, 000
4	中学校卒業後満18歳に達するまでの者	168, 000

議案第61号

大東市子どもの医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	主要改正点 ・子どもに係る医療費の助成対象の年齢を引き上げたこと。	旧
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>満18歳</u>に達する日以後における最初の3月末日を経過するまでの者をいう。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>第3条 ~ 第4条 (略) (助成の方法)</p> <p>第5条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保護者 <u>(その子どもが成年に達している場合にあっては、保護者又はその子ども。次条において同じ。)</u> に支払うことができる。</p> <p>第6条 ~ 第11条 (略) (届出の義務)</p> <p>第12条 対象者の保護者 <u>(当該対象者が成年に達している場合にあっては、対象者又はその保護者。次条及び第14条において同じ。)</u> は、対象者が住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条 ~ 第15条 (略)</p>		<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>満15歳</u>に達する日以後における最初の3月末日を経過するまでの者をいう。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>第3条 ~ 第4条 (略) (助成の方法)</p> <p>第5条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保護者に支払うことができる。</p> <p>第6条 ~ 第11条 (略) (届出の義務)</p> <p>第12条 対象者の保護者は、対象者が住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条 ~ 第15条 (略)</p>

大東市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新	主要改正点 ・大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、条文中の文言 を整理したこと。
第1条 (略) (本市において行う事務) 第2条 (略) (1) ~ (7) (略) (8) 広域連合条例 <u>附則第3条第1項</u> の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) (略) 第3条 ~ 第10条 (略)	第1条 (略) (本市において行う事務) 第2条 (略) (1) ~ (7) (略) (8) 広域連合条例 <u>附則第5条第1項</u> の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) (略) 第3条 ~ 第10条 (略)

大東市特別会計設置条例 新旧対照表

新	主要改正点 ・大東市移管市営住宅事業特別会計を設置したこと。	旧
(設置) 第 1 条 (略) (1) ~ (8) (略) <u>(9) 大東市移管市営住宅事業特別会計 移管市営住宅事業</u> 第 2 条 ~ 第 3 条 (略)		(設置) 第 1 条 (略) (1) ~ (8) (略) 第 2 条 ~ 第 3 条 (略)

議案第65号

大東市基金条例 新旧対照表

新	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市市営住宅整備基金	市営住宅(大阪府から取得した住宅を除く。)の整備事業に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市国民健康保険財政調整基金	(略)
<u>大東市移管市営住宅整備等基金</u>	<u>市営住宅(大阪府から取得した住宅に限る。)の整備事業に要する経費に充てるため及び当該市営住宅の利活用に資するため資金を積み立てること。</u>
2 ~ 3 (略)	
第3条 ~ 第8条 (略)	

主要改正点

- ・大東市移管市営住宅整備等基金を設置したこと。

旧	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市市営住宅整備基金	市営住宅の整備事業に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大東市国民健康保険財政調整基金	(略)
2 ~ 3 (略)	
第3条 ~ 第8条 (略)	

議案第66号

大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

新
第1条 (略) (ビラの作成の公費負担)
第2条 大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、 <u>7円73銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合にあっては、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大東市に帰属することとなる場合に限る。
第3条 (略) (ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
第4条 大東市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合は、 <u>7円73銭</u> とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。
第5条 (略)

主要改正点

- ・大東市議会議員及び大東市長の選挙の選挙運動におけるビラの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げたこと。

新旧対照表

旧
第1条 (略) (ビラの作成の公費負担)
第2条 大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、 <u>7円51銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合にあっては、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大東市に帰属することとなる場合に限る。
第3条 (略) (ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
第4条 大東市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7円51銭</u> を超える場合は、 <u>7円51銭</u> とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。
第5条 (略)

議案第67号

大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

新
第1条～第3条（略） (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)
第4条（略） (1)（略） (2)（略） ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>16,100円</u> を超える場合には、 <u>16,100円</u> ）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、 <u>7,700円</u> に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) ウ（略）
第5条～第7条（略）

主要改正点

- ・大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動用自動車等に係る公費負担の限度額を引き上げたこと。

新旧対照表

旧
第1条～第3条（略） (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)
第4条（略） (1)（略） (2)（略） ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>15,800円</u> を超える場合には、 <u>15,800円</u> ）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、 <u>7,560円</u> に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) ウ（略）
第5条～第7条（略）

新

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第9条～第10条（略）

旧

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第9条～第10条（略）

印刷物番号
4-37